

射水市告示第296号

令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書の送付に代えて公示送達する。

なお、当該書類を財務管理部課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月15日

射水市長 夏 野 元 志

記

1 税目別文書

市民税・県民税・森林環境税納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名

	氏名
1	PHAM THUYEN KHUE